

Business
Report
No.1611

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

国外居住親族に係る扶養控除に注意
親族関係・送金関係書類の提出義務化

今月のトピック

Part 2

補助金・助成金の受給対象とメリット・デメリット



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!!

今月のトピック
Part 1

国外居住親族に係る扶養控除に注意 親族関係・送金関係書類の提出義務化

早いもので年末調整の時期が近付いてきた。

外国人研究生や技能実習生を受け入れている企業は少なくないが、これらの企業は、年末調整に当たり、注意が必要になる。

それは、2016年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等から、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る親族関係書類や送金関係書類を提出又は提示することが義務化されたからだ。

これまで、所得控除の中でも扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の人的控除について

は、適用を受けるに当たり特に書類等の添付義務はなかったが、2015年度税制改正により、所得税法等の一部が改正され、2016年1月1日以後に支払いを受ける給与等及び公的年金等について、扶養控除等の適用を受ける場合には、国外居住扶養親族等に係る親族関係書類及び送金関係書類の源泉徴収義務者への提出・提示が義務付けられた。

改正の背景には、首を傾げる国外扶養親族等に係る扶養控除等の適用があった。

納税者と「生計を一」にする親族でその年の合計所得金額が38万円以下の者がいる場合、配偶者控除等の所得控除が利用できる。

しかし、外国人居住者については、国外の扶養親族の確認が難しく、中には実在するのかわからないような扶養親族を多数掲げることで多額の扶養控除を受け、所得税や住民税の負担を全くしていないという外国人もいたようだ。



税理士の目

本社事業部 石田 圭

この改正に伴い、平成28年分の扶養控除等申告書の様式も変更されています。

対象となる従業員の方には、本年最後の給与の支払日までに一度扶養控除等申告書を返却し、非居住者である親族の確認と具体的な送金金額を記入して頂く必要があります。

また、『送金関係書類』と『親族関係書類』が外国語で作成されている場合、日本語での翻訳文の提出が必要です。いずれも年末調整にむけて早めに準備をしておきましょう。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業65年を超える信頼と実績

200名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

補助金・助成金の受給対象とメリット・デメリット

中小企業が活用できる補助金・助成金の活用

国、地方公共団体による公的補助金・助成金制度を熟知している経営者は少ないかも知れません。その理由は、ホームページなどで各制度に関する情報は公表されているものの、自ら情報収集しなければいつ頃、どのような制度が決定されたのか、知る機会自体が少ない状況であるからです。ホームページなどで随時チェックを行っていないと、制度に関する情報を知らないまま、当年度の募集がすでに終わっていた、ということもあります。

また、申請手続きが複雑であることが理由で、積極的に活用しないという経営者もいるようです。

しかし、自社の状況に合った補助金・助成金をうまく活用できれば、自社にとっては、大きなメリットがあります。

本レポートでは、中小企業が活用できる補助金・助成金制度について、特に活用メリットの大きい制度を中心に紹介しておりますので、参考になる制度があれば積極的な活用をお勧めします。

受給要件を満たす中小企業・小規模事業者とは

補 助金・助成金は、中小企業と大企業では、金額や内容が異なっている場合があります。また、中小企業のみが支給対象となっている場合もあります。中小企業者等の定義は、中小企業基本法に示されておりますので、自社が以下に該当するかどうかについての確認が必要です。

中小企業者の業種別定義

業種分類	定 義
製造業、 その他業種	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人

小規模企業者の業種別定義

業種分類	定 義
製造業、 その他業種	従業員20名以下
サービス業	従業員 5 名以下

社労士の目

社労事業部 吉野雅洋

補助金・助成金とは、一般的に国や都道府県、省庁等が、一定の基準を満たした中小企業に対して支給している融資と違って返済の必要がない資金です。

補助金・助成金の活用の最大のメリットは、事業以外で大きな収入を得ることが出来る点です。一方、最大のデメリットは、申込時の申請や受給申請の際に、多くの書類作成や事前準備が必要となることです。また、申請不備や虚偽報告などがあると不正受給とみなされ、返済義務が生じる場合がありますので注意が必要です。補助金・助成金を確実に受給するためにも専門家の活用をお勧めします。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171